

あおもり防災チャレンジ実施業務委託仕様書（企画提案競技用）

本仕様書は、青森県（以下「県」という。）が行うあおもり防災チャレンジ実施業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 背景・趣旨

本県は、県土そのものが半島地形で災害に対して脆弱であり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合は甚大な被害が想定されている。県や市町村は、災害発生時には公助に全力で取り組んでいくが、災害の規模が大きいほど公助の支援が行き届くまで時間を要することも事実である。

いつ起こるか分からない災害から、自分や大切な方々の命を守るためには、県民一人ひとりによる自助と、住民が相互に助け合う共助が不可欠である。

このことから、県民一人ひとりが災害リスクを正しく認識し、防災に対する関心を持っていただくとともに、自助・共助による防災の取組の必要性について理解を深め、実践していただくため、県は令和8年3月27日に「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例」（通称：あおもり防災条例）を制定した。

あおもり防災条例は、本県の地域防災力の強化を目的としており、県民、事業者、自主防災組織等の防災意識を底上げし、能動的に防災に取り組むことが極めて重要な要素となる。

こうしたことから、本事業は子どもから大人まで幅広い年齢層に自助・共助による防災の取組の必要性について県民自身が理解を深め、考えるきっかけとなるシンポジウムを開催するとともに、「あおもり防災ウィーク」（津波防災の日の前後1週間の期間）の1か月前から期間終了まで、防災の普及啓発に関する情報が全ての年代に確実に届くよう媒体を拡充し、県民がいつでも目にすることができる広報を集中的に実施するものである。

2 委託業務名

あおもり防災チャレンジ実施業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年12月18日（金）までとする。

4 業務に係る概要

以下の仕様に基づき本業務を行うこととし、詳細については企画提案内容を基に県と受託者が協議し、調整の上、決定する。

（1）シンポジウム

ア 企画・運営

- ・ 自助・共助による防災の取組の必要性について、県民が理解を深め、考える機会として、次の日時・場所で県民150名程度を対象としたイベントを開催すること。

開催日時：令和8年11月1日（日）午後

開催場所：企画提案による（青森市内）

なお、シンポジウム開催による会場使用料は、委託料の範囲内で受託者の負担とする。

- ・ あおもり防災条例の基本理念である「災害発生時、人の生命、身体等に対する被害を防止し、又は被害の最小化を図るためには自らの生命、身体等は自ら守ることが重要」について理解を深める観点から、構成、内容及び出演者等を提案すること。
- ・ 上記の出演者のうち、1名は本イベントのターゲット層の集客につながる訴求力を有する著名人とする事とし、当該著名人の人選案は3案提出すること。なお、著名人の案によって複数の構成、内容等を提案することは差し支えなく、この場合であっても企画提案書は1案とする。
- ・ シンポジウムの構成は、内容や具体的な出演者案、ねらい等を明確にした上で企画提案すること。なお、シンポジウムの構成の提案に当たっては、トークセッションなどにおいて青森県知事の出演機会を確保すること。

イ 広報及び参加者の選定

- ・ シンポジウムの開催について県民に広く周知するため、各種広報媒体の選択、発信内容、回数・部数等を工夫した上で各種媒体を活用した周知を行うこと。なお、ターゲット層に最適な媒体及び内容等となるよう工夫すること。
- ・ シンポジウム参加者の募集については、商業施設等でのポスター掲示・チラシ配布等の紙媒体、テレビ・ウェブ・SNS上での広告など効果的な方法で実施すること。
- ・ これらの他、本事業を進める上で効果的と考える広報等についても検討及び提案すること。
- ・ 参加申込の受付に際しては、オンライン上で必要事項の入力を求める応募フォーム等を作成すること※。

※ Google Forms 等、無料で使用できる応募フォーム作成ツールを活用することも可とする。ただし、その場合には、個人情報の保護や情報漏えい等に細心の注意を払うこと。

ウ 動画素材の制作

- ・ シンポジウム当日の様子を記録し、シンポジウム開催後の県の普及啓発資材として活用できる動画素材を制作すること。

エ アンケート調査・集計・報告

- ・ 自助・共助による防災の取組の必要性について理解を深め、考えるきっかけとなったかどうかを把握し、今後の啓発内容・方法等の参考にするため、参加者を対象としたアンケート調査を行い、集計して結果を県へ提出すること。

(2) あおもり防災チャレンジの広報

県下一斉シェイクアウト訓練や防災に関する取組等の実施を県民に広く周知するため、各種広報媒体の選択、発信内容、回数・部数等を工夫した上で各種媒体を活用した周知を行うこと。

なお、ターゲット層に最適な媒体及び内容等となるよう工夫すること。

広報方法は、商業施設等でのポスター掲示・チラシ配布等の紙媒体、テレビ・ウェブ・SNS上での広告など効果的な方法で実施すること。

※(1)(2) 実施に必要な経費は、いずれも委託料の範囲内で対応すること。

※(1)(2) 実施スケジュール(作業工程)を作成すること。

(3) あおもり防災のイメージロゴマーク及びキャッチコピーの提案

- ・ 災害に強い地域づくり実現を目指すことを踏まえ、防災に関する自助・共助を象徴し、未来に継承していくイメージロゴマーク及びキャッチコピーを提案すること。
- ・ これらにはいずれも本県らしさが表現されていることが望ましいこと。

- ・ 提案者が作成した未発表のオリジナルのものに限り、第三者の著作権・肖像権等の権利を侵害する作品、暴力的、誹謗中傷、差別の助長、卑猥、他人を不愉快にする作品等、趣旨に反するものにならないよう注意すること。
- ・ イメージロゴマークに関しては、サイズ及びカラー・モノクロ不問であるものの、最小の使用想定サイズ（縦 20×横 20mm 程度）、白黒及び単色での使用の際に判別可能なデザインとすること。

(4) 事務局の設置

受託者において、以下のア～ウに基づき事務局を設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

- ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。
- イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- ウ 業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

(5) 秘密保持等

- ア 本事業の実施において、青森県の個人情報保護制度及びセキュリティポリシーに従うこと。
- イ 全ての作業において、本業務に係るデータの取扱いには細心の注意をもって管理すること。また県が指示する場所以外へデータ等を持ち出す場合は、県の許可を得ること。
- ウ 本業務の処理上知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしないこと。また、そのために必要な措置を講じること。
- エ 県及び受託者は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の機密を他に漏えいせず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しないものとする。

ただし、県が法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

(6) スケジュール案

事業実施に係るスケジュールの概要は以下のとおりとする。なお、詳細の日程は、県と受託者が協議の上、決定する。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ・ 4月21日 | 企画提案競技募集開始 |
| ・ 5月27日 | 企画提案競技審査会 |
| ・ 6月上旬 | 委託契約締結 |
| ・ 6月上旬～ | 調整・準備 |
| ・ 10月29日～11月12日 | あおり防災ウィーク |
| ・ 11月1日 | シンポジウム開催 |
| ・ 11月下旬 | アンケート調査を集計し、結果を県へ提出 |
| ・ 12月中旬 | 受託者から県へ実績報告書を提出 |

5 成果品の提出等

(1) 成果品

- ア 実施報告書（事業の効果検証を含む） A4 版紙媒体及び DVD 等の記録媒体 1 枚
- イ 業務実施に当たり収集及び制作したデータを収納した DVD 等の記録媒体 1 枚
 - ・ 動画の形式は、MP 4
 - ・ ロゴマークの形式は、A I、J P E G、P N G
- ウ その他業務実施に当たり制作した物品一式

(2) 提出期限

令和8年12月18日(金)

(3) 提出場所

青森県危機管理局防災危機管理課

6 著作権

- (1) 受託者は、本業務の成果品（以下「成果品」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、すべて県に帰属するものとする。
- (3) (2)において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、県及び県から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受託者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受託者は、県及び県から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的を十分に理解した上で業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外で利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾したときは、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を順守させるものとする。
- (5) 委託契約締結後、速やかに業務実施に係るスケジュール及び体制表を作成し、県へ提出すること。
- (6) 本業務の実施に要した経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、本業務の完了日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務の実施過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を受けるとともに、早急に対応を行うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項のほか業務上疑義が生じたとき及び本仕様書により難い事由が生じたときは、両者協議により決定すること。
- (9) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。